

二、枢密院
會議
關係

B-0053

(5-I)

五ノ二 改一
五ノ三 第ニ
五ノ四 改一
五ノ五 東一

(B100/R1)
不=不

昭和十六年四月

日ソ中立條約樞密院審査委員會議事録

條約局 第一課

(日本標準規格B5)

413

外務省

大日本帝國及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦間
中立條約ニ關スル樞密院審査委員會議事録

昭和十六年四月二十四日午前十時五分開會
官中東三ノ間ニ於テ

出席者

樞密院側 原樞密院議長

鈴木樞密院副議長(審査委員長)

金子顧問官ヲ除キ全顧問官審査委員トシテ出席

政府側 平沼内務大臣

松岡外務大臣

東條陸軍大臣

及川海軍大臣

柳川司法大臣

鈴木企畫院總裁

(日本標準規格B5)

外務省

B-0053

(近衛總理大臣病氣欠席)

他ニ説明員及隨員トシテ

法制局

村瀬法制局長官、森山第二部長、宮内參事官

外務省

大橋外務次官、山本東亞局長、松本條約局長

阪本歐亞局長、西村條約一課長、成田歐亞一課長

小川事務官、高野事務官

陸軍省

武藤軍務局長

海軍省

岡軍務局長、石川軍務二課長、柴中佐

外務省

(日本標準規格B5)

議事概要

開會ニ先立チ原議長ヨリ松岡外務大臣ノ勞ヲ多トシ之ニ感謝スル旨
竝ニ慎重且迅速ナル審議ヲ希望スル旨ヲ述ブ

一 鈴木審査委員長審議開始ノ旨ヲ述ブ

二 松岡外務大臣經過報告

只今原議長ヨリ御鄭重ナル御挨拶ヲ頂キ感謝ニ堪エズ本大臣ハ主
トシテ本條約ノ締結經緯等ニ付御説明致スベク條約ノ内容等ニ付
テハ條約局長ヨリ説明セシムルコトト致シ度

昨年七月前内閣時代我方ヨリ中立條約案ヲ提議シタルニ對シ「ソ」
側ハ我方提案中ノ北京條約再確認ニ關スル規定ニ關シ「ポーツマ
ス」條約及北京條約ハ過去ノモノニシテ其ノ再確認ハ新事態ニ適
應セザルニ付之ヲ認メ難キノミナラズ當時ノ情勢ニ於テ中立條約
ノ受益者ハ日本國ノミナルヲ以テ相當ノ代償ノ提供ナキ限り中立
條約ノ締結ニ應ジ難キ旨ヲ回答シ來レリ斯カル先方ノ言ヒ分ニテ

外務省

(日本標準規格B5)

B-0053

リトノ話モ豫テ聞キ居リタルニ依リ且又「ソ」聯ノ猜疑心ヲ緩和
スル必要アリトモ考ヘテ「スターリン」ト會見スルコトトセリ尤
モ會談ハ日「ソ」國交調整ノ必要性、「アジア」問題全般等ニ關
スル一般的雜談ニ過ギズ「ソ」聯ノ對支援助ニモ一言觸レ置キタ
リ

「モスコ」ヲ出發シテ獨伊ヲ訪問シタル處「モロトフ」ガ伯林
ヲ訪問シタル當時トハ情勢ガ變リ居ルニ驚キタリ「モロトフ」ガ
伯林ヲ訪問シタル際「リッペン」ヨリ「ソ」聯ノ三國條
約締約國側ヘノ同調方ヲ求メタル當時トハ形勢一變シ獨ハ何時ニ
テモ「ソ」聯ヲ打ツ用意アリト云ヒ居リタリ右ハ「バルカン」情
勢ノ變化ニ基因スルモノナルベシ本大臣ハ獨ノ「バルカン」政策
ガ餘リニ好調ヲ示シ居ルヲ見テ右ハ獨「ソ」間ニ相當ノ了解アル
モノト豫想シ居リタルニ「リッペン」ノ話ニ依レバ「モ
ロトフ」ニ對シ殆ンド何等ノ「コミットメント」ヲ與ヘ居ラズ獨

(日本標準規格B5)

外務省

5

ハ全ク問題ニナラズ暫ク様子ヲ見ルコトトセルガ昨年十月建川大
使着任ト共ニ今度ハ不侵略條約案ヲ提議セシメテ見タリ之ニ對シ
「ソ」側ハ遂ニ對案トシテ中立條約案ヲ提出シ之ニ北樺太利權解
消ニ關スル議定書案ヲ附屬セシメタルニ付彼我ノ意見一致セズ交
渉ハ依然トシテ行惱ノ状態ニ陥リタル次第ナリ

過般ノ獨伊訪問ニ際シ本大臣ハ「モスコ」ヲ素通りニスル譯ニ
モ行カズ「シベリア」鐵道旅行ニ對スル先方ノ好意ヲ謝スル爲往
途ニ於テ「モスコ」ニ下車シ「モロトフ」外相ニ會フコトトシ
タル處元來人ニ會フコトヲ好マザル「スターリン」ヨリ會見ヲ求
メ來レリ(先年國際聯盟總會出席ノ爲「モスコ」通過ノ際「ス
ターリン」ニ直接會見シテ「ソ」聯ノ滿洲國承認ト引換ヘニ日「
ソ」不侵略條約締結方ニ關シ交渉セント考ヘタルガ當時ハ遂ニ此
ノ計畫ヲ果サザリシ經緯アリ)「モスコ」ニ於テハ「モロトフ」
ニ會ヒテモ話ハ付カズ「スターリン」ニ直接會見セザレバ駄目ナ

(日本標準規格B5)

外務省

477

B-0053

ハ「フィンランド」「ルーマニア」「ブルガリア」「トルコ」等
何レニ關シテモ「ソ」聯ニ言質ヲ與ヘ居ラスト云フ（間接ノ情報
ニ依ルモ右ハ略確實ナルガ如シ）獨ハ東「プロシア」ニ百四十萬
ノ精銳ヲ集結シテ東方ヲ睥睨シ居レルヲ以テ「ソ」聯トシテモ獨
ヲ刺戟スルガ如キ行動ニハ出テザルベク目下ノ所「ソ」聯ヨリ積
極的ニ手ヲ出サザル限リ獨「ソ」ノ衝突ハナカルベシト思ハル
敘上ノ如キ獨「ソ」關係ノ變化ヲ目撃シテ本大臣ハ日「ソ」間ノ
話合ハ容易ニ纏ラザルベシト考ヘタリ「リッペントロップ」モ見
込ナカルベシトノ意見ナリ尤モ「リッペントロップ」ニ對シテハ
先方ヨリ話ニ乗ツテ來レバ勿論ヤルト申置キタリ「ムソリーニ」
ニ對シテモ同様ニ話置キタリ其處テ獨伊訪問ノ歸途再ビ「モスコ
ー」ニ立寄り正式ニ條約締結交渉ニ入りタル次第ナリ
四月七日午後「モロトフ」ト會見我方ハ建川大使提案ノ不侵略條
約ヲ主張セルモ「ソ」側ハ中立條約及北樺太利權解消ヲ固執セリ

(日本標準規格B5)

外務省

本大臣ハ北樺太利權問題解決ノ唯一ノ方法ハ我國ノ北樺太買收ノ
一途アルノミト應酬セルモ「モロトフ」ハ自說ヲ枉ゲズ七日ノ會
談ヲ終レリ翌々九日第二回會談ニ於テ我方ハ情勢ノ變化ニ鑑ミ不
侵略條約案ヲ撤回スル旨ヲ述べ且附屬議定書ヲ除キ中立條約ノミ
ニ署名シテ外交電撃戰ヲヤツテハ如何ト提議セルモ「モロトフ」
之ニ應ゼズ十日ハ息抜ノ爲「レニングラード」ヲ見物シ十一日「モ
ロトフ」ト最後ノ會談ヲ行ヒタリ先方ハ北樺太利權解消ニ關スル
議定書ヲ飽ク迄固執スルニ對シ本大臣ハ妥協案トシテ本件ハ「モ
ロトフ」宛半公信ヲ以テ其ノ解決方ニ努力スル旨ヲ申入ルコトト
シテハ如何ト提議シタルモ纏ラズ遂ニ「モロトフ」トノ三回ノ會
談ハ不調ニ終レリ依テ本大臣ハ十三日午後「モスコー」出發ノ腹
ヲ決メ先方ニ其ノ旨ヲ申傳ヘタル處十二日ノ午前ニテモ午後ニテ
モ本大臣ノ都合ノ良キ時間ニ「スターリン」ガ會見シ度キ旨ヲ申
込ミ來レルニ付暇乞旁々十二日午後「スターリン」ト會見スルコ

(日本標準規格B5)

外務省

B-0053

トトセリ本大臣ヨリ電撃戰ヲ行フコトヲ得ザルハ甚ダ残念ナルモ
兩國間ノ個々ノ懸案ハ漸次解決シ度キ旨ヲ述ベタル處「スターリ
ン」ハ本大臣ノ顔ヲ眺メ貴下ハ約束ヲシタラ守リサウダカラ電撃
戰ヲ行フベシト答ヘタリ條約及聲明書ハ直ニ纏リタルガ半公信ノ
方ハ附屬議定書ノ實質ヲ書翰中ニ書入ルルコトヲ要求セルヲ以テ
拒絶シ結局 Liquidation ノ字ヲ挿入スルコトニテ折合ヒタリ但シ
右字句ハ解消ノ意ニモ取レルモ本大臣ノ意見タル北樺太ノ買収ヲ
拋棄シタルモノニ非ズ斯クシテ「スターリン」トノ間ニ忽チノ中
ニ交渉ノ妥結ヲ見タル次第ナリ

外務省

(日本標準規格B5)

次ニ本條約ト三國條約トノ關係ニ付テハ先程申述ベタル通り獨伊
ノ主腦部トハ了解濟ナルヲ以テ何等問題ナカルベク唯「リッペン
トロッパ」ハ見込ナシトノ意見ナリシ丈ニ驚キタルベシ兩者ノ條
文ニ付テ検討スルニ萬一獨「ソ」ガ衝突シタル場合我國ハ中立ヲ
守ラザルベカラザルヤノ問題生ズベシ尤モ右ハ日「ソ」衝突ノ場
合ノ獨逸ノ立場ト even ニシテ要スルニ現實ノ問題トナリタル際條
約ヲ如何ニ運用スベキヤノ問題トナルベシ唯我國トシテハ三國條
約ヲ無視スルガ如キ行動ニハ出デザルベシ此ノ點ニ關シテハ最初
ヨリ「ソ」側ニ對シ本中立條約ノ締結ハ三國條約ヲ前提トスルモ
ノナルコトヲ申聞ケ置キタリ要スルニ國際條約中ニハ之ヲ比較對
照スレバ矛盾タラケノモノ多ク要ハ其ノ運用ノ如何ニ在リト思考
ス

尙「リッペン」トロッパ」ハ「ソ」聯ガ赤イトカ黒イトカ云フコト
ハ問題ニナラズ何時カハ之ヲ叩キ付ケザレバ新秩序ハ建設シ得ズ

外務省

(日本標準規格B5)

B-0053

又一旦手ヲ付ケレバ之ヲ徹底的ニ破壊セシムル必要アリ若シ「ソ」
聯ガ日本ヲ打ツ時ハ獨ハ必ズ後方ヨリ「ソ」聯ヲ攻撃スルコトヲ
保障スベシト申シ居リタリ
今回ノ獨伊訪問ニ當リテハ獨伊兩國ニ對シ何等ノ「コミットメン
ト」ヲ爲シ居ラズ先ヅ人ヲ知ルコトガ三國條約ノ運用上絕對ニ必
要ナリト信ジテ訪問シタル次第ナリ唯其ノ際大東亞圈内ニ於テハ
日本ハ絕對ニ「イニシアティブ」ヲ執ルベキコトヲ明言シ置キタ
リ

三 松本條約局長 別紙ノ通説明ス

四 松岡外務大臣ヨリ二、三點附言致シ度シトテ左ノ通説明ヲ補足ス
「スタートリン」ト會談ノ際先般「モロトフ」ガ伯林ヲ訪問シタル
時「リッペン」トロップ」ヨリ三國同盟參加ヲ促サレタルモ「ソ」
聯ハ現下ノ形勢ニ於テハ三國同盟ニ參加シテ日獨ヲ援助スル必要
ヲ認メズ將來其ノ必要ヲ認メタル場合ニハ何時ニテモ參加スベシ

外務省

(日本標準規格B5)

ト申シ居リタルガ彼ノ性格上蓋シ信ズベキ言ナラン
「ソ」聯ニ於テ見聞シタル所ヲ綜合スレバ科學ノ進歩、諸工業ノ
發達、教育施設ノ整備等實ニ驚異的ナルモノアリ赤ノ危険モサル
コト乍ラ五年後ノ「ソ」聯ノ國力ノ充實ハ實ニ惧ルベキモノアル
ベシト感ジタリ

獨伊主腦部ト會談ノ結果兩國共英國ニ對シテ平和的ナル媾和ヲ爲
ス意思ナキコトヲ確カメ得タリ「リッペン」トロップ」ハ遅ク共今
年中ニハ英國ヲ屈服セシムベシ英本土上陸作戰ノ準備ハ整ヒ居リ
「ヒトラ」ト總統ノ命令ヲ待ツノミナルガ「ヒトラ」ト總統ハ何
人ニモ時期ヲ漏サズト申シ居リタリ獨空軍ハ從來ノ二倍、潛水艦
ハ八倍ノ實力ヲ増加シタルガ如シ一方英國ノ防禦力ノ増大ヲ決シ
テ無視シ居ラザルモ尙之ヲ粉碎スル確信アルモノノ如シ
羅馬法王トノ會談ニ付世間ニ種々取沙汰セラレ居ルモ右ハ法王ヨ
リ會見ノ申込ヲ受ケ約一時間半ニ互リ人類一般ノ平和ニ關シ論ジ

外務省

(日本標準規格B5)

B-0053

タル次第ニシテ法王ハ現在ノ歐洲大戰ニ付テハ今直ニ媾和ヲ齎シ
得ルカト云ヘバ確信ナシト答ヘラレタリ
其質疑應答ニ入ル(十一時五十分)

河合顧問官

只今松岡外務大臣ヨリ詳細ナル御説明アリテヨク了解セリ従前ノ
経緯ハ別トシテ本件ハ目下帝國ノ外交上是非共打タネバナラヌ手
ニシテ今回ノ外務大臣ノ訪「ソ」ニ依リ迅速ニ取運バレタルコト
ハ準備工作アリタルハ勿論ノ儀乍ラ「ソ」外務大臣ノ熱意ニヨリ「
ソ」側ガ帝國ノ眞意ヲ了解シタルニ基クモノト信ジ深ク外務大臣
ノ勞ニ感謝セザルヲ得ズ唯二三ノ點ニ付質問致シ度シ
(一)「リップベントロップ」ノ言ニ依レバ獨逸ハ「ソ」聯ヲ信ジ居ラ
ザル様ナルガ「スターリン」ハ其ノ邊ノ事情ヲ知悉シテ本條約
ノ締結ヲ早メタルニ非ズヤ獨伊ニ於テモ本條約成立ニ悪感情ハ
有タズ又有タザル様措置セラレタル様ナルガ最近ノ「バルカン」

(日本標準規格B5)

外務省

情勢ニ於テハ如何ナル變化ヲ招來スルヤモ圖ラレズ其ノ場合中
立條約ト三國條約ト何レニ重點ヲ置クヤニ付テハ只今三國條約
ヲ主トスト申サレタルニ依リ安心致シタリ但シ「ソ」聯ハ直ニ
極東ノ兵力ヲ減ズルコトナカランモ歐洲ノ事態ニ變化起ラバ本
條約ヲ信賴シテ極東ノ兵力ヲ割クコトナキヲ保シ難カルベシ其
ノ場合日獨關係ニ影響ヲ及ボス惧ナキヤ
(二)本條約ノ成立ニ伴ヒ共產主義ノ普及宣傳ガ強化セララルル懸念ナ
キヤ外務大臣ハ共產宣傳ニ關シテモ本件交渉ニ際シ言及セラレ
タルコトト察スル處其ノ時ノ先方ノ應答振ニ付承リ度シ兩國ノ
友好關係ガ密ニナレバナナル程其ノ心配ガ増大スレバナリ
(三)本中立條約ノ義約ハ支那事變ニ適用アリヤ「ソ」聯主腦部トノ
會談ノ際ニ於ケル外務大臣ノ印象ヲ承リ度シ
(四)千九百三十七年八月ノ「ソ」支不侵略條約ニ牴觸セズヤ又「ソ」
聯ガ重慶援助ヲ繼續スルコトハ本條約ノ違反ナルガ「ソ」聯ガ

(日本標準規格B5)

外務省

援助ヲ打切ルモノトモ思ハレズ且中國共產黨ヲ援助スルコトモ
條約違反ナルガ之亦「ソ」聯が見殺シニスルトハ考ヘラレズ然
ル場合政府ハ本條約ヲ廢棄セラルル考アリヤ

外務省

(日本標準規格B5)

松岡外務大臣

御質問ノ第一點日獨關係ニ及ボス影響ニ關シテハ何等獨主腦部
話シ居ラズ極東軍ノ移動ハ多少アルラシキモ大シタ數ニハ非ザル
ガ如シ第二點ニ付テハ「モロトフ」ニ對シ赤ノ宣傳ハ絶對ニ反對
スト強ク申シ置キタルガ之ハ勿論意見ノ言ヒ放シナリ「リツペン
トロツプ」ハ日獨防共協定ハ本年十一月二十四日ニテ有効期間滿
了スルモ獨トシテハ協定ヲ延長シ度キ意向ナリト申シ居リタリ國
内ニ於テハ勿論共產主義ノ撲滅ヲ從來ト異ラズ行フ積ナリ第三點
ニ付テハ何カ效キ目ガアレバ兎モ角議論ヲスレバ水掛論トナルヲ
以テ止メタリ唯「ソ」聯ガ重慶ニ sympathize スルコトハ英米ヲ
援助スルコトトナルベシト強ク主張シ置キタリ第四點ニ付テハ「
ソ」支不侵略條約ニハ言及セザリキ先方ニ於テ「ソ」支不侵略條
約ノ存在ヲ知り乍ラ本條約ヲ締結シタルモノナルヲ以テ今後ノ運
用ニ俟ツ外ナシト信ズ外交ハ一步一步石ヲ打ツテ行ク積ナリ(第

外務省

(日本標準規格B5)

B-0053

二點中防共協定延長ノコトハ本席上限りニ願度シト附言ス
平沼内務大臣

共產主義斷崖ノ方針ハ從來ト何等變リナシ唯民間ノ言論ニ於テ不
必要ニ「ソ」聯ヲ刺戟スルコトハ差控ヘシムル所存ナリ
以上ニテ一旦休憩午後一時半再開

東條陸軍大臣

陸軍ノ對「ソ」軍備トノ關係ニ付テ御説明致シ度シ本條約成立ニ
依リ直ニ對「ソ」軍備ヲ遞減シ得ルモノトハ考ヘズ寧ろ周到ナル
軍備ヲ充實スルコトニ依リ無言ノ威壓ヲ加フルコトガ本條約運用
ヲ益々效果的ナラシムルモノト信ズ獨逸ニ於テモ獨「ソ」不侵略
條約締結後ト雖モ對「ソ」國境ニ百ヶ師團以上ノ兵力ヲ配置セリ
尤モ本條約成立ニ依リ「ソ」聯ノ戰略的態勢ヲ變更セシムル様利
尊スルノ要アルコトハ明ニシテ滿「ソ」國境紛争ガ減少スレバソ
レ丈我方ノ軍備モ樂ニナル譯ナリ勿論思想戰ニ對シテハ嚴ニ備フ

外務省

(日本標準規格B5)

17

ル覺悟ナリ「ソ」聯極東軍ノ兵力移動ニ付テハ「シベリア」鐵道
ノ旅客輸送停止ニ鑑ミ多少移動ノ事實アルコトハ認メラルモ技
術輸送ノ程度ニ止リ戰略輸送ニハ至ラザルモノト見ルベク猶其ノ
動向ヲ注視シ居レリ又支那事變トノ關係ニ付テハ將來本條約ノ運
用ニ依リ「ソ」聯ノ重慶援助ヲ打切ラシムル様外交工作ニ期待シ
居レリ情報ニ依レバ本條約ハ重慶ニ相當ノ影響ヲ與ヘタルモノノ
如シ

河合顧問官

聲明書ニ依リ帝國ハ外蒙ノ獨立ヲ承認シタルモノナリヤ

松岡外務大臣

端的ニ云ヘバ承認トナルベシ我方ハ外蒙ニハ余リ觸レズ唯滿洲國
ノ承認ニ付テハ明瞭ニ念ヲ押シ置キタリ

石井顧問官

本條約ノ成立ヲ衷心ヨリ悦ビ且重視スルモノニシテ滿腔ノ贊意ヲ

外務省

(日本標準規格B5)

18

B-0053

表スルモノナリ唯細キ點ナルガ二三質問致度シ
聲明書ノ内容自体ハ時局柄寔ニ結構ナルモ形式的ニハ日「ソ」間
ノ國際約束ナルヲ以テ御諮詢ニ相成テ然ルベシト存ズルガ如何
松岡外務大臣

「ソ」側ニ於テハ最初條約中ニ斯カル規定ヲ挿入センコトヲ主張
シタルガ滿洲國トノ了解ヲ取付クル暇モナカリシヲ以テ形式ヲ輕
クスル意味ニテ聲明書ト爲シタリ御諮詢ニハ相成リ居ルモノナリ
松本條約局長

先例通りノ扱ナリ

石井顧問官

前文中ノ「ソヴェト」社會主義共和國聯邦最高會議幹部會ハ從
來見ザル所ナルガ如何ナルモノナリヤ

阪本歐亞局長

千九百三十六年ノ「ソ」聯憲法改正ニ依リ從來ノ中央執行委員會
ニ代リ最高機關ト定メラレタリ

外務省

(日本標準規格B5)

20

石井顧問官

聲明書ノ署名者ノ肩書ガ異ルガ如何
坂本歐亞局長

起草委員會ニ於テ何レモ兩國ノ先例ニ據ルコトトシタル次第ニシ
テ意味ハ全然同様ナリ

石井顧問官

條約ノ名稱ヲ單ニ中立條約トシタルハ内容ニ一致セズ又末文ニ本
條約ニ通ニ署名調印セリトアルガ四通ニ非ズヤ

松岡外務大臣

條約ノ名稱ニ付テハ御説ノ通ナルモ「ソ」聯ハ中々理屈ヲ云フ國
ニシテ飽ク迄頑張りタルニ依リ先方ニ花ヲ持タシタリ

松本條約局長

末文ハ先例モアリ各四通即チ四通ニ署名調印シタル意味ナリ(松
岡大臣ヨリ確カニ四通ニ署名調印セリト答フ)

外務省

(日本標準規格B5)

19

B-0053

石井顧問官

國境劃定セザレハ領土保全及不可侵ト云フモ無意味ナラズヤ此ノ
點ニ關シ先方ト話合タリヤ

松岡外務大臣

御説ノ通ナリ先方トモ良ク話合ヒタリ混合委員會ニ關シテハ「モ
ロトフ」宛半公信ヲ御參照願度シ

石井顧問官

半公信ハ北樺太ヨリ一切手ヲ引クコトヲ意味スルヤ

松岡外務大臣

少々詭辯ナレドモ liquidation ハ北樺太ノ買收トモ取レル余地ヲ
殘シテ挿入シタリ要ハ石油ヲ成ルベク多ク獲得スルニ在リト思考
ス

石井顧問官

liquidation ナルヲ以テ其ノ解釋ハ無理ナラズヤ

外務省

(日本標準規格 B5)

21

松岡外務大臣

御説ノ通ナリ捨石ノ積ナリ

有馬顧問官、窪田顧問官質問ナシ

石塚顧問官

本條約ノ成立ハ速ニ時宜ニ適シタル措置ニシテ全幅的ニ贊成ナリ

唯其ノ運用ニ付テハ充分留意セラレ度

清水顧問官

條約局長ニ伺ヒ度キガ本條約ハ三國條約第五條ト抵觸スルトノ解

釋ナリヤ又ハ抵觸セストノ解釋ナリヤ

松本條約局長

三國條約第五條ハ締約國ト「ソ」聯トノ關係ニ於テハ三國條約ノ
規定ハ適用ナキ建前ナルコトヲ意味スルモノニシテ從テ本中立條
約ノ締結ハ三國條約ニ抵觸セザルモノト解シ居レリ

清水顧問官

外務省

(日本標準規格 B5)

22

B-0053

「ソ」聯ノ援蔣行爲ハ本條約第二條ニ牴觸セズヤ
松本條約局長

然リ牴觸ス

清水顧問官
防共協定ト中立條約トノ關係ハ併行的ト考ヘラルルヤ

松岡外務大臣

然リ本件ニ關シテハ「リッペン」トモ談合セリ「ソ」側
ハ本件ニ關シ何等言及セザリキ

外務省

(日本標準規格B5)

清水顧問官

「ソ」側ガ從來ノ主張ヲ拋棄シテ本條約締結ニ同意シタル理由如
何又主ナル目的ハ何處ニ在リヤ

松岡外務大臣

質問ノ前段ニ對シテハ經緯ヲ述ベテ説明後段ニ對シテハ左ノ通述
ブ

主ナル目的ハ政治的出發點ヲ作り上グルニ在リ英米側ノ對「ソ」
畫策ニ先手ヲ打ツ爲ナリ「モスコ」ニ於テ英米側ハ頻リニ工作
爲シ居リタルガ彼等ト雖モ一應諦メタルナラン尤モ之ニ依リ最大
ノ「シヨック」ヲ受ケタルモノハ重慶政府ナルベシ政府トシテハ
本條約成立ヲ機トシテ全面和平ニ邁進スル考ナリ

南顧問官

帝國ノ爲衷心ヨリ慶賀ニ堪エズ外務大臣ニ深ク感謝スル次第ナリ
本條約締結ノ急務ナルコトハ既ニ三國條約成立當時本官ノ指摘シ

外務省

(日本標準規格B5)

B-0053

タル所ナリ唯二三點質問アリ先ツ第二條ノ「軍事行動ノ對象」ト
ハ如何ナル意味ナリヤ

松本條約局長

從來ノ不侵略條約中立條約ニ付取調べタル所ニ依レバ本字句ヲ用
ヒタル例ハ「ソ」ト中立條約及獨「ソ」不侵略條約ニアリ「攻撃」
又ハ「侵略」ノ字句ハ意味必ズシモ明瞭ナラザルニ依リ本字句ヲ
用ヒタルモノニシテ「軍事行動ノ對象」ト云ヘバ相當廣範圍ノ概
念ナリト解ス

南顧問官

第二條ノ「中立」ハ所謂國際法上ノ中立ト解釋シテ宜シキヤ

松本條約局長

所謂國際法上ノ中立ハ戰時ニ限ルモ本條約ニ依ル中立義務ハ國際
紛争ノ場合ニモ發動スルモノナリ中立ノ範圍ハ最近ノ傾向ニ依レ
バ益々擴大セラレ居ルガ如シ

外務省

(11 本標準規格 B5)

25

南顧問官

本條約ハ既ニ發生シ居ル事態ニモ適用アリト解スベキヤ

松岡外務大臣

援蔣行爲ハ明ニ本條約違反ナルモ水掛論トナル惧アルノミナラズ
將來本條約ノ運用ニ依リ如何様ニモナルト考ヘ交渉當時ニ於テハ
敢ヘテ此ノ點ニ觸レザリキ

南顧問官

聲明書ニ依リ帝國ノ負ヒタル義務ヲ滿洲國ニモ負擔セシムル意向
ナキヤ

松岡外務大臣

日滿間ノ關係ハ一徳一心帝國ニ於テ外交指導權ヲ握ルヲ以テ其ノ
必要ヲ認メズ

南顧問官

條約ハ締結ニ依リ成立スルヤ批准ニ依リテ成立スルヤ

外務省

(11 本標準規格 B5)

26

B-0053

坂本歐亞局長
「ソ」側ハ署名ト同時ニ發效セシムルコトヲ希望シ我方ハ國內手
續上ノ理由ニテ批准條項ヲ附シタル當時ノ經緯ヲ説明ス
松本條約局長
成立ノ定義如何ニ依ルベシ

外務省

(日本標準規格B5)

27

南顧問官
署名済ノモノト雖モ批准前ハ條約案ニ過ギザルニ非ズヤ
松本條約局長
御説ノ通ナリ
南顧問官
然ラバ聲明書中ノ「、、締結セラレタル中立條約ニ基キ、、」
トアルハ誤ニ非ズヤ
松本條約局長
聲明書ハ條約ト一體ヲ成スベキモノナレバ條約批准ト共ニ效力ヲ
發生スベキヲ以テ予盾ハ生ゼズ
南顧問官
半公信ノ意味ハ不可解ナリ
松岡外務大臣
言葉ガ足ラザリシヤモ知レズ我方ニ於テ北樺太ヲ買收シ度キ希望

外務省

(日本標準規格B5)

28

B-0053

ハ未ダ拋棄シタルモノニ非ズ唯石油ハ凡ユル方法ニ依リ出來得ル
限リ多量ニ取得スルコトガ急務ナリト考ヘ居レリ

南顧問官

北樺太利權ニ對スル「ソ」側ノ壓迫ハ本條約成立前ノコトナラズ
ヤ本條約ノ運用ニ依リ之ヲ緩和シ得ザルモノナリヤ

松岡外務大臣

右ハ極メテ困難ナリ一方カラ云ヘバ困難ナル結果妥協ガ成立シタ
ルナリ

南顧問官

一年間十萬噸ノ北樺太石油供給ハ先方ヨリ申出デタルモノナリヤ
又期限付ナリヤ

松岡外務大臣

先方ヨリノ提案ニシテ期限ハ五年ナリ尤モ其ノ後モ供給セズト云
フニ非ズ

外務省

(日本標準規格B5)

南顧問官

萬一獨「ソ」間戰爭トナラバ如何念ノ爲明瞭ニ伺ヒ置キ度シ

松岡外務大臣

獨「ソ」不侵略條約ニモ反シ日「ソ」中立條約ノ締結目的ニモ矛
盾ス然レ共帝國トシテハ斯カル場合ニ於テハ獨逸トノ間ニ充分意
思ノ疏通ヲ圖リツツ善處スル考ナリ獨逸側ニ於テハ斯カル場合帝
國ノ援助ハ不要ナリト申シ居レリ其ノ時ト場合ニ應ジ帝國獨自ノ
見解ヲ以テ事ヲ決シ度シト考フ先程モ申述ベタル通日「ソ」戰爭
ノ場合ニハ獨逸ハ絕對ニ背後ヲ衝クト「リッペン」ト「ロツプ」ハ言
明シ居レリ

奈良顧問官、荒木顧問官、松井顧問官質問ナシ

外務省

(日本標準規格B5)

B-0053

菅原顧問官

本條約成立後ニ於ケル政府ノ思想對策如何特ニ教育方面ノ對策如何

平沼內務大臣

先程モ申述ベタル通部内ノ關係係官ニハ充分指令シアリ又教育方面ニハ本條約ガ成立シタル爲ニ特別ノ措置ハ取ラズ

松岡外務大臣

社會的、政治的共產主義ハ絶對ニ排撃スル旨「スターリン」及「モロトフ」ニ嚴重ニ申入レ置キタリ

松浦顧問官 質問ナシ

潮顧問官

從來非常ニ警戒セル丈ニ今度ハ如何ニモ親類交際デモスルガ如ク國民ハ考ヘザルヤ民心ノ指導ニ付テ充分御留意アリ度シ尙半公信ノ意味ハ北樺太ヲ買收スルカ又ハ利權ヲ返還スルカ二者

外務省

(日本標準規格B5)

松岡外務大臣

ノ中孰レカーノ方法アルノミト解シテ宜シキヤ
結局歸スル所ハ手ヲ引クコトト存ズ

平沼內務大臣

御懸念ノ點ニ付テハ政府モ適當ノ手段ヲ講ズル所存ナリ

林顧問官

聲明書ガ中立條約ニ附屬スルト云フ解釋ニハ疑問アリ聲明書ノ内容ニ付テ云ヘバ實質ハ明ニ條約ナリ中立條約ノ御諮詢ノミニテハ不十分ナラズヤ

松本條約局長

聲明書ノ字句ノ不十分ナルコトハ認ムルモ内容ハ條約ト一體ヲ成スモノト云フ解釋ナリ實質形式共附屬文書トシテ扱テ可ナリト思

林顧問官

外務省

(日本標準規格B5)

B-0053

兩者ヲ別々ニ讀ム場合其ノ關係ハ必ズシモ明瞭ナラズ
 松本條約局長
 聲明書ノ内容ヨリ見ルモ兩者ノ關聯アルコト明ナリ
 松岡外務大臣
 外蒙ノ「ステータス」ニ關シ成ルベク輕ク扱ハントシテ斯カル形
 式トナリタルモノナリ御諒承ヲ乞フ
 石井顧問官ヨリモ依然トシテ疑問ヲ有スル旨ヲ述フ
 松本條約局長
 聲明書ニハ批准條項ナキヲ以テ御批准ノ客体ト爲スコトヲ得ズ從
 テ附屬文書トシテ御裁可ヲ奏請シタル次第ニシテ從來ノ慣例通り
 ナリ
 深井顧問官
 政府ニ於テモ複雑ナル現下ノ情勢下ニ於テ本條約ノ運用ニ付萬全
 ラ期セラレ度シ

外務省

(日本標準規格B5)

二上顧問官
 Liquidationノ意味ハ水ニ流スト云フコトナリ北樺太利權ニ關ス
 ル軍部大臣ノ御意見ヲ承リ度シ又半公信ハ形式的ニ見ルモ返翰ニ
 同意ストアリ國際約束ニ非ズヤ
 松岡外務大臣
 形式ノ點ニ付テ御答ヘスベシ先方ハ正式ノ國際約束ニ近キ形式ヲ
 要求セルモ我方ノ主張ニ依リ斯カル半公信ト爲シタリLiquidation
 ノ解釋ハ同感ナリ又同意ストアルハ一期待シ且希望スルコトニ
 對シ同意セルモノナリ
 及川海軍大臣
 外務大臣ノ出發前ニ政府部内ニ於テ話合ヒタル線ニ沿フモノナリ

外務省

(日本標準規格B5)

B-0053

二上顧問官

liquidationノ代リニadjustmentノ字句ヲ用ヒラレタナラバ良
カリシナラン又半公信ガ國際約束ナリトノ本官ノ見解ハ依然變ラ
ズ
尙外蒙ノ承認ハ相當ノ根據アリテノコトナリヤ爾ク簡單ニハ非ズ
ト思考スルガ如何

松岡外務大臣

「ソ」蒙協定ニ對シ支那ハ強硬ナル抗議ヲ爲サザリシ事實アリ之
ヲ前提トシタルナリ北支及蒙疆ヲ認メシメントセルモ事態ヲ紛糾
セシムル惧アリタルニ依リ本問題ノ解決ハ後日ニ譲ルノ已ムナキ
ニ至レリ

二上顧問官

手續書類ノ印刷ハ調印本書到着前ニ行ハレタルモノト推察スル處
本書到着後照合セラレタリヤ

外務省

(日本標準規格B5)

松本條約局長

然リ

二上顧問官

第二條ノ「軍事行動ノ對象ト爲ル」ノ動詞ハ現在ナリヤ未來ナリ
ヤ

松本條約局長

單純未來ナリ

二上顧問官

聲明書露文「テキスト」中ニ誤植アリ訂正セラレ度シ

眞野顧問官

質問ナシ

大島顧問官

日獨間ニ植民地ノ處分ニ付話合アリタルヤ

松岡外務大臣

外務省

(日本標準規格B5)

獨逸ハ帝國ニ大東亞ノ指導權ヲ完全ニ認メタリ獨逸ニ對シテハ「
アフリカ」及南米ヲ其ノ活動圏ト認ムル旨ヲ明言セリ又植民地ニ
於ケル日獨經濟合作ニ付テモ話合ヒタリ

小幡顧問官

質問ナシ

竹越顧問官

對「ソ」交渉ニ付テハ先方ノ國柄ヲ見テ餘程用心深クヤラレ度シ

松岡外務大臣

「ノモンハン」事件ニ依リ「ソ」聯ハ大イニ帝國ヲ怖レ居レリ戰
車ニ對スル體當リ式ノ戰ヒ方ニ恐怖ヲ感ジタルモノノ如シ「ノモ
ンハン」事件ノ結果「ソ」聯ハ帝國ヲ見クビリ居レリトノ風説ハ
謬リナルコトヲ今回ノ訪「ソ」ノ結果理解セリ此ノ點ハ特ニ申上
ゲ置キ度シ

三土顧問官、伊澤顧問官

外務省

(日本標準規格B5)

質問ナシ
以上ニテ質疑應答ヲ了リ政府側説明員退場ス(午後四時半)

外務省

(日本標準規格B5)

B-0053

外機密

(5-1)

昭和十六年四月

日「ソ」中立條約樞密院本會議議事録

條約局第一課

外務省

(日本標準規格B5)

39

樞密院本會議議事概要

昭和十六年四月二十四日午後五時五十五分開會
宮中東溜ノ間ニ於テ

出席者

樞密院側 原議長

鈴木副議長

金子顧問官ヲ除キ全顧問官

政府側

全閣僚出席(鈴木企畫院總裁)

説明員ハ審査委員會ト同様

天皇陛下午後五時五十五分出御
一原議長開會ヲ宣ス

外務省

(日本標準規格B5)

40

B-0053

秘

ニ鈴木審査委員長別紙ノ通希望事項ヲ附シタル審査報告ヲ朗讀ス
 三石井顧問官左ノ通陳述ス
 本條約ノ成立ハ正ニ帝國外交ノ成功ト云フベシ英米側ニ於テ「ソ」
 聯ニ働キ掛ケ帝國牽制ノ方策ニ出デタルニモ拘ラズ之ガ成功ヲ見ザ
 ルニ際シ帝國ガ「ソ」聯トノ間ニ斯カル政治條約ヲ締結シタルハ重
 慶ニ對スル壓力ヲ加ヘタルノミナラズ英米ニ對シテモ外交上ノ壓力
 ヲ増大シタル次第ナリ又一方獨伊ニ於テモ本條約ノ成立ヲ悦ビ居ル
 モノト信ズ三國條約締結ノ際議論アリシ如ク獨「ソ」間ニ不可侵條
 約存在スルニ反シ日「ソ」間ニハ此ノ種ノ條約ナシト云フ片手落ノ
 事態ガ今回は正セラレタル次第ナリ從テ三國條約ノ締約國ニ於テモ
 寔ニ慶賀スベキモノナリ
 四議長贊否ヲ起立ニ問ヒ他ノ二案件ト共ニ滿場一致可決セリ（六時
 十五分）

(日本標準規格B5)

外務省

42

日「ソ」中立條約樞府審査委員會ニ於ケル
 條約局長説明

中立條約及聲明書ノ内容ニ付キマシテ概略御説明申上ゲマス
 一 本條約ハ簡單ナモノデ御座イマスガ本條約ノ性質ヲ明ニ致シマス
 爲ニ「ソヴィエト」聯邦ガ從來他國トノ間ニ締結シテ參リマシタ
 中立條約及不侵略條約ニ付キマシテ中立條約ト不侵略條約トノ大
 體ノ差異ヲ申上ゲ度イト存ジマス
 (イ) 一般的ニ申上ゲマスルト中立條約ハ相手國ガ第三國ト武力紛争
 ニ陥ツタ際中立ヲ守ルベキコト（即チ中立條項）ヲ約束スルノ
 ガ主眼デアリマシテ消極的デアアルノニ對シマシテ、不侵略條約
 ハ相互ニ相手國ニ對シ侵略ヲ爲ササルベキコト（即チ不侵略條
 項）ヲ積極的ニ約束スルノガ主眼トナツテ居ルノデアリマス
 (ロ) 而シテ不侵略條約ニ於キマシテハ相互侵略セズトノ約束ノ外ニ
 相手國ガ第三國ト武力紛争ニ陥ツタ際右第三國ヲ援助セザルベ

(日本標準規格B5)

外務省

41

B-0053

キコト（即チ不援助條項）ヲ約束シタモノガ多イノデアリマス
「第三國ヲ援助セズ」トノ規定ハ「紛争中立ヲ守ルベシ」ト爲
ス中立條約ノ中立條項ヨリモ締約國ノ義務ヲ積極的ニ且明確ニ
規定スルモノデアリマシテ中立條項ニ於キマシテハ中立義務ニ
背反セザル範圍ノ第三國援助ハ可能ナル次第デアリマスノデ義
務ノ範圍モ不援助條項ノ方ガ廣ク爲ツテ居リマス
イ）右ノ外侵略條約ニハ締約國ノ一方ニ對シ敵對的性質ヲ有スル
政治的又ハ經濟的聯合ニ參加セザル義務、締約國間紛争ノ平和
的處理手續、内政不干涉、宣傳禁止等ニ關スル條項ヲ包含スル
ノヲ常ト致シマシテ條約ノ規定スル内容ガ中立條約ヨリモ廣汎
デアリマス
併シ乍ラ今次成立致シマシタ日「ソ」中立條約ハ從來「ソ」聯ガ
締結致シテ居リマス所謂中立條約ト聊カ趣ヲ異ニ致シテ居リマ
スノデ其ノ特色ヲ申上ゲマスルト

外務省

（日本標準規格B5）

イ）第一ニ本條約第一條前段ニ於キマシテ「兩國間ニ平和友好ノ關
係ヲ維持スベキ」旨特ニ規定シテ居リマスノハ從來「ソ」聯ノ
締結致シテ居リマスル中立條約ニモ不侵略條約ニモナイ新例デ
御座イマシテ特ニ意義ノ深イ點カト存ジマス
ロ）第二ニ本條約第一條後段ニ於キマシテ「相互ニ他方締約國ノ領
土ノ保全及不可侵ヲ尊重スベキコトヲ約ス」ト規定シテ居リマ
スルガ此ノ種ノ條項ハ千九百二十六年ノ「リスニア」トノ不
侵略條約第二條、千九百三十二年ノ佛蘭西トノ不侵略條約第一
條、千九百三十三年ノ伊太利トノ修好、不侵略、中立條約第一
條及最近ノ「ユーゴスラヴィア」トノ友好不侵略條約第一條
等ノ如ク所謂不侵略條項ノ一部トシテ規定セラレテ居リマシテ
而モ其ノ内容ハ相手國ノ領土ノ保全及不可侵ヲ尊重スル限リ相
手國ニ對スル侵略ハアリ得ナイ筋合デアリマスルノデ實質的意
義ニ至リマシテハ極メテ不侵略條項ニ近イモノデアリマス本條

外務省

（日本標準規格B5）

項ニ依リマシテ日「ソ」中立條約ハ不侵略條約ノ色彩ヲ加味シ
タモノト謂フコトガ出來ルト思ハレマス之ガ第二ノ特色デアリ
マス
イ第三ニ蘇聯邦ノ締結致シマシタ中立條約及不侵略條約ヲ通ジマ
シテ中立義務又ハ不援助義務ハ原則トシテ締約國ノ一方ガ第三
國ヨリ攻撃セラレ又ハ侵略セラレタル場合ニ發生スルモノトシ
テ居リマス。然ル處日蘇中立條約第二條ハ締約國ガ受動的立場
ニ在ルベキ場合ニ限定スル表現ヲ回避シ殊更能動又ハ受動ノ觀
念ヲ稀薄ナラシムル第三國ヨリノ軍事行動ノ對象ト爲ル場合ト
云フ文字ヲ使用シ中立義務ノ發生スル場合ヲ著シク擴大シテ居
リマス之ガ第三ノ特色デアリマス
之等三ツノ特色カラ見マスト本條約ハ單ナル中立條約ト申シマス
ルヨリモ友好中立條約又ハ中立不可侵條約トデモ申シタ方ガ適當
カト存ジマス

(日本標準規格B5)

外務省

ニ次ニ聲明書ハ最初「ソ」側ニ於キマシテ本條約第一條中ニ規定ス
ルコトヲ主張致シマシタニ對シ我方ノ修正意見通り聲明書ト決定
致シマシタ經緯ガアリマシテ本條約ト一体ヲ爲スベキ性質ノモノ
デアリマス其ノ内容ハ
兩國政府ハ本中立條約ノ精神ニ基キ兩國間ノ平和及友好關係保障
ニ重大關係ノアリマヌル滿洲國及蒙古人民共和國ノ領土保全及不
可侵ニ關シテモ相互尊重ノ義務ヲ負フベキ旨ヲ聲明シ以テ本條約
ノ效果ノ萬全ヲ期シテ居リマス

(日本標準規格B5)

外務省